

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都中野区丸山一丁目2番1号

氏名 中野運輸株式会社
代表取締役 松原 軍次

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

猪瀬 直樹

許可の年月日 平成25年 6月28日

許可の有効年月日 平成30年 6月27日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取扱う産業廃棄物の種類

ア 圧縮梱包 : 廃プラスチック類 (以上1種類)

イ 圧縮 : 金属くず (以上1種類)

2 事業の用に供する施設

足立区堀之内一丁目1番11号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
圧縮梱包	廃プラスチック類	4.89(t/日)	-----	平成25年5月16日	-----	-----
圧縮	金属くず	3.84(t/日)	-----	平成25年5月16日	-----	-----
	金属くず (スチール缶)	3.84(t/日)	-----	平成25年5月16日	-----	-----
	金属くず (アルミ缶)	1.29(t/日)	-----	平成25年5月16日	-----	-----

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとする。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行なうこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成25年 6月28日 新規許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)

東京都